

上水道告示第9号

長浜水道企業団企業職員給与規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団

企業長職務代理者

局長 前田喜代次

(長浜水道企業団企業職員給与規程の一部改正)

第1条 長浜水道企業団企業職員給与規程(昭和42年上水道告示第23号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「在職する職員」の次に「(会計年度任用職員については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に限る。以下この条から第44条までにおいて同じ。)」を加える。

第54条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第54条の2 条例第15条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として企業長が定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、第38条第6項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して企業長が定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の

任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

別表第6中「、経営戦略官」を削る。

（長浜水道企業団企業職員給与規程一部改正の一部改正）

第2条 長浜水道企業団職員給与規程一部改正（令和5年上水道告示第7号）の一部を次のように改正する。

付則第3条第2項および表を削る。

（長浜水道企業団職員の初任給、昇格、昇級等に関する規程の一部改正）

第3条 長浜水道企業団職員の初任給、昇格、昇級等に関する規程（平成26年上水道告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第9条関係）

企業職給料表(2)初任給基準表

職種	職務内容	学歴免許等	初任給	上限
会計年度任用職員以外の職員		高校卒	1級5号給	
会計年度任用職員	事務補助		1級5号給	1級17号給
	集金・毎日検査等		1級15号給	1級27号給

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。